

# 令和8年度（2026年度）熊本交通機構設立に向けた検討支援業務委託 基本仕様書

## 1 業務名

令和8年度（2026年度）熊本交通機構設立に向けた検討支援業務

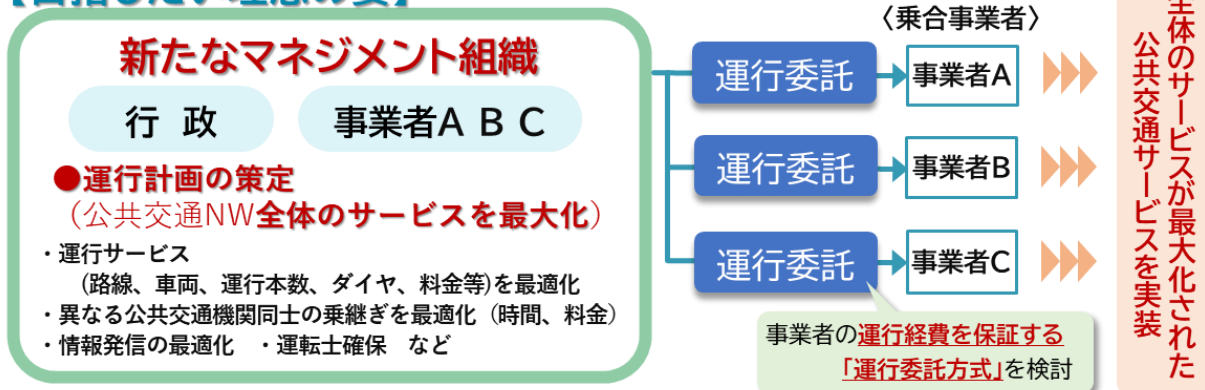
## 2 業務目的

熊本市圏においては、公共交通利用者の減少、運転士不足、運行コストの上昇等により、既存の事業者単独による路線バス等の維持が一層困難となっており、サービス水準の低下や路線の縮小が進行している。また、本市においては、持続可能で利便性の高い公共交通体系の構築に向け、地域公共交通計画に基づく各種施策及び熊本地域の乗合バス共同経営等が進められている。

本業務は、これらの取組を踏まえ、熊本市圏におけるバス、鉄道、軌道、タクシー、オンデマンド交通等を一体的にマネジメントする新たな交通統括組織（熊本交通新機構（通称「くまもとモビリティ」））の設立に向け、組織の機能、制度スキーム、役割分担、財政負担、事業効果及び設立までのロードマップを具体化し、行政及び交通事業者等による合意形成を支援することを目的とする。

あわせて、市民にとって分かりやすく、利用しやすく、かつ持続可能な運賃制度のあり方と運輸連合が設立することで実現する熊本市の公共交通のビジョンについても検討し、公共交通の利用促進につながる方策を整理するものとする。

### 【目指したい理想の姿】



## 3 契約期間

契約締結日の翌日から令和9年3月19日（金）まで

## 4 業務内容

### (1) 設立検討協議会の運営支援および合意形成の推進

#### ア 協議会・作業部会の運営支援

県・市・各交通事業者等で構成される「設立検討協議会」の円滑な運営を支援する。資料作成、

論点整理、議事運営の補助を行い、関係者間の合意形成を加速させる。(4回程度を想定)

イ ステークホルダー（行政・各交通事業者）間の利害調整

各事業者の経営環境や参画への懸念事項を丁寧に吸い上げ、官民双方が納得できる参画メリットや合意条件（運行委託制度、共通運賃化、運賃プール制度、インセンティブ方式等）を提示・整理する。

その際、市民にとって分かりやすく、利用しやすい運賃制度の実現に向け、利用者利便、事業採算性、地域間公平性及び制度運用の実現可能性を踏まえた検討を行うこと。

**(2) 公的投資の妥当性検証および波及効果の可視化**

ア 交通・経済効果の多角的な分析

ネットワーク全体の最適化やサービス水準の向上が、道路交通（渋滞緩和）、地域経済、市民便益等に与える影響を予測・分析する。なお、効果分析については、SUMP（Sustainable Urban Mobility Plan：持続可能な都市モビリティ計画）の考え方を念頭に整理すること。

イ 公的投資拡充の妥当性整理

公的支援の拡充が、将来的な社会コストの抑制や都市の活力向上にどう寄与するかを定量的に示し、投資の妥当性を可視化する。

**(3) 組織設立に向けた段階的なロードマップの策定**

ア 推進体制の構築シナリオ

組織設立を早期に実現するため、次年度以降に必要となる推進体制（準備室の設置要否や官民の役割分担等）について、協議会での議論を踏まえた最適な工程表を策定する。

イ 準備組織設立に向けた準備

準備組織で実施すべき具体的な組織設立準備、均一運賃社会実験等の施策などを具体的に検討する。

ウ 持続可能な公共交通に向けた交通資源の「確保」（創出）

運転手の給与改善、福利厚生の上昇等、運転士確保策について検討するとともに、車両基地の新設や共有化等による車両・設備の効率化についても併せて検討する。

エ 熊本交通機構で実施する施策検討及びロードマップの整理

再編や増便等を優先的に取り組むエリアや路線を選定し、段階的にサービスを最適化するように、施策やロードマップについて検討する。再編等の最適化・効率化の検討にあたっては、新技術等も念頭に検討を行う。また、運輸連合が設立することで実現する熊本市の公共交通のビジョンについても検討を行う。

**(4) 管理運営計画およびコストの算定**

ア 組織運営シミュレーション

機構が担うべき機能（ネットワーク管理、運行委託経費精算、広報等）を定義し、その機能を維持するために必要な組織の体制（役職、組織構成、人員、執務環境、システム等）を想定する。

#### イ 組織立ち上げや運営費用の積算

組織の立ち上げおよび継続的な運営（人件費、事務所、システム維持等）に要するコストを精緻に算定する。

#### ウ 熊本交通機構自体の独自収益確保の検討

現状の広告収入等に加え、改め財源確保策について検討を行う。

### 5 成果品

・本業務の実施内容及び成果については、業務完了報告書として取りまとめること。

受託者は、最低限次の成果品を提出すること。

- (1) 業務報告書
- (2) 業務概要版（説明用資料）
- (3) 協議会・作業部会資料一式及び合意事項資料
- (4) 新機構の機能・役割分担整理資料
- (5) 組織形態比較表及び推奨案
- (6) 制度スキーム図（運行委託、精算、収支管理、運賃制度設計等）
- (7) 設立ロードマップ
- (8) 概算費用算定及び収支シミュレーション資料
- (9) 打合せ・ヒアリング記録
- (10) 運輸連合設立後の公共交通ビジョン（将来像イメージ図）

なお、成果品は紙媒体2部及び電子データ（PDF及び編集可能な形式）で提出すること。

### 6 打合せ

打合せは、着手時、中間時、最終時を基本とし、このほか協議会開催前後その他必要な時期に適宜実施すること。オンラインによる実施も可とする。

協議会は4回程度、必要に応じて個別ヒアリング及び作業部会を実施することを想定する。

- ・第1回：業務着手時
- ・第2回：中間打合せ（新組織検討資料提出時）
- ・第3回：成果品納入時

### 7 その他

- ・本業務の遂行にあたり、令和7年度に実施した「バス事業等の運行体制調査検討業務委託」の成果物や議会等での議論に使用した関係資料、各モードの利用状況や経営に関する資料について、必要に応じて受託者へ提供を行う。
- ・本業務の遂行に際しては、選定委員会で選定された企画提案書を基に、内容・実施手法等について、修正・調整等を行う場合がある。
- ・受託者は、仕様書に記載した業務が円滑かつ確実に推進できる体制を構築するとともに、速やかに委託者と協議を行い、業務実施にかかる計画書（実施内容及びスケジュール）を提出すること。
- ・受託者は、本業務の履行にあたって、契約書及び仕様書に明記のない事項が生じた場合や、疑義

が生じた場合は、速やかに委託者と協議を行うとともに、委託金額の範囲内において実施内容の変更等を指示した場合は、それに従うこと。

- ・受託者は、本業務の実施に当たり、知り得た事項、業務内容及び成果等、関係する情報全てについて秘密を厳守し、委託者の了解を得ずして他人に知らせる又は不当な目的に使用してはならない。なお、本契約終了後も同様とする。
- ・成果品や本業務にて作成したすべての図、表、データ等に関する一切の権利は、全て委託者に帰属する。また、受託者は委託者に無断でこれらの使用、貸与及び公表等を行ってはならない。

## 8 参考：「バス事業等の運行体制調査検討業務委託」委託成果品項目

### 第1章 業務概要

- 1-1 業務の目的
- 1-2 業務の基本事項
- 1-3 業務項目
- 1-4 実施フロー
- 1-5 業務内容
- 1-6 成果物の内容

### 第2章 検討項目の整理と費用の算出

- 2-1 バス事業運営に関する整理
- 2-2 補助制度・運行体制に関する整理

### 第3章 新たな運行体制で取り扱う事業の整理

- 3-2 運転士2割減に伴う予測サービス量の整理
- 3-3 熊本市目標サービス水準の作成 ※運行回数1.3倍で試算
- 3-4 サービス量の試算
- 3-5 必要となる事業費の試算
- 3-6 必要となる運転士等の試算
- 3-7 すう勢予測値との比較
- 3-8 事業者毎の試算結果の整理

### 第4章 運行体制の整理

- 4-1 新たな運行体制のスキームの検討
- 4-2 運行体制に関する評価軸の明確化
- 4-3 実現可能性を踏まえた総合評価
- 4-4 他地域事例調査 ※欧州事例
- 4-5 有識者ヒアリング調査 ※熊本運輸支局、九州運輸局
- 4-6 運輸連合の実現性の検討
- 4-7 運行体制実現に向けたロードマップの作成

### 第5章 再構築検討会WG 意見に対応するコストの試算

- 5-1 運転士不足に資するダウンサイジングコストの検討
- 5-2 都市圏運転士の待遇改善コストの検討  
※運転士給与を各業種等の平均年収に上げた場合のコストを数パターン試算

### 第6章 熊本県地域公共交通計画(素案)との整合性に関する検証

- ※第3章の試算条件(運行回数1.3倍)について、県計画との整合性を検証
- 6-1 県計画の試算条件に関する整理
- 6-2 県計画の目標サービス水準の設定
- 6-3 県計画の目標サービス水準に基づく試算
- 6-4 県計画に関する検証資料